

工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、鳥取県建設工事検査規程（昭和46年内訓第2号。以下「検査規程」という。）第14条の規定に基づき、評定の方法を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2 工事成績の評定（以下「成績評定」という。）の対象工事は、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号。以下「規則」という。）第1条に規定する建設工事（規則第6条の規定により請負契約書の作成が省略されたものを除く。）のうち、次の建設工事以外の建設工事とする。

ア 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。）が、500万円未満の一般土木工事及び250万円未満の建築・設備工事

イ 鳥取県の管理する道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路に限る。）・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるものを除く。）することを目的として発注された工事（年間維持、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処理工事）

ウ 災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事

エ 機器の納品、部品取替等の建設工事（融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等）

オ 工事目的物を伴わない建設工事（旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等）

(成績評定の時期)

第3 成績評定は、中間検査及び完成検査の時に行う。

(評定者)

第4 成績評定を行う者は、次のとおりとする。

- 1 一般土木工事 総括監督員及び検査員
- 2 建築・設備工事 総括監督員、主任監督員及び検査員

(成績評定の方法)

第5 成績評定は、検査規程第7条第1項に規定する建設工事検査基準により実施した検査を基に次により行うものとする。

- 1 請負対象設計金額が1,500万円以上の一般土木工事

ア 成績評定は、「工事成績採点表」（様式土2-1）により行うものとする。

イ アを作成する際の考査項目の項目別評定点の算出は、「工事成績評定の考査項目別運用表」（様式土3-1①～土3-1④、土3-3、土3-4、土3-5(1)～土3-5(30)、土3-6①～土3-6⑥、土3-7①～土3-7③及び土3-8）により行うものとする。

ウ 総括監督員は、ア及びイに定める様式のうち工事成績評定の様式一覧表（一般土木工事関係）の

区分欄により総括監督員に区分されているものについて、それぞれの様式において総括監督員が記入すべきものとされている部分を記載し、検査の際に検査員へ提出するものとする。

- エ 検査員は、ア及びイに定める様式のうち工事成績評定の様式一覧表（一般土木工事関係）の区分欄により検査員に区分されているものについて、それぞれの様式において検査員が記入すべきものとされている部分を記載した上で、「項目別評定点」（様式土1）を作成するものとする。

2 請負対象設計金額が500万円以上1,500万円未満の一般土木工事

ア 成績評定は、「工事成績採点表」（様式土2-2）により行うものとする。

イ アを作成する際の考查項目の項目別評定点の算出は、「工事成績評定の考查項目別運用表」

（様

式土3-2①～土3-2③、土3-4、土3-5(1)～土3-5(30)、土3-6①～土3-6⑥、土3-7①～土3-7③及び土3-8により行うものとする。

ウ 総括監督員は、ア及びイに定める様式のうち工事成績評定の様式一覧表（一般土木工事関係）の区分欄により監督員に区分されているものについて、それぞれの様式において総括監督員が記入すべきものとされている部分を記載し、検査の際に検査員へ提出するものとする。

エ 検査員は、ア及びイに定める様式のうち工事成績評定の様式一覧表（一般土木工事関係）の区分欄により検査員に区分されているものについて、それぞれの様式において検査員が記入すべきものとされている部分を記載した上で、「項目別評定点」（様式土1）を作成するものとする。

3 請負対象設計金額が500万円以上の建築・設備工事

ア 成績評定は、「工事成績採点表等」（様式建2-1①～建2-1③）により行うものとする。

イ アを作成する際の考查項目の項目別評定点の算出は、「工事成績評定の考查項目別運用表」（様式建3-1①～建3-1⑩、建3-2、建3-3①～建3-3⑧、建3-4、建3-5、建3-6及び建3-7により行うものとする。

ウ 総括監督員は、ア及びイに定める様式のうち工事成績評定の様式一覧表（建築・設備工事関係）の区分欄により総括監督員又は監督員に区分されているものについて、それぞれの様式において総括監督員が記入すべきものとされている部分を記載し、検査の際に検査員へ提出するものとする。

エ 主任監督員は、ア及びイに定める様式のうち工事成績評定の様式一覧表（建築・設備工事関係）の区分欄により主任監督員又は監督員に区分されているものについて、それぞれの様式において主任監督員が記入すべきものとされている部分を記載し、検査の際に検査員へ提出するものとする。

オ 検査員は、ア及びイに定める様式のうち工事成績評定の様式一覧表（建築・設備工事関係）の区分欄により検査員に区分されているものについて、それぞれの様式において検査員が記入すべきものとされている部分を記載した上で、「項目別評定点」（様式建1）を作成するものとする。

4 請負対象設計金額が250万円以上500万円未満の建築・設備工事

ア 成績評定は、「工事成績採点表」（様式建2-2）により行うものとする。

イ アを作成する際の考查項目の項目別評定点の算出は、「工事成績評定の考查項目別運用表」（様式建3-4、建3-5、建3-6、建3-7、建3-8①～建3-8⑤）により行うものとする。

ウ 総括監督員は、ア及びイに定める様式のうち工事成績評定の様式一覧表（建築・設備工事関係）の区分欄により総括監督員又は監督員に区分されているものについて、それぞれの様式において総括監督員が記入すべきものとされている部分を記載し、検査の際に検査員へ提出するものとする。

エ 検査員は、ア及びイに定める様式のうち工事成績評定の様式一覧表（建築・設備工事関係）の区分欄により検査員に区分されているものについて、それぞれの様式において検査員が記入すべきものとされている部分を記載した上で、「項目別評定点」（様式建１）を作成するものとする。

５ １及び３の規定にかかわらず、中間検査については、「項目別評定点」（様式土１又は様式建１）は、作成しない。

６ １から４の規定にかかわらず、鳥取県建設工事執行規則第 56 条第 2 項に規定する指定部分に係る完成検査については、「項目別評定点」（様式土１又は様式建１）は、作成しない。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日以後に行う建設工事の検査について適用する。

附 則（平成 21 年 3 月 24 日第 200800196618 号）

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に行う工事検査から適用する。

附 則（平成 21 年 9 月 1 日第 200900089455 号）

この改正は、平成 21 年 9 月 1 日から施行し、同日以降に行う工事検査から適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 9 日第 200900191590 号）

この改正は、平成 22 年 3 月 9 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日以降に行う工事検査から適用する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日第 201000201880 号）

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に行う工事検査から適用する。

附 則（平成 24 年 6 月 14 日第 201200046226 号）

この改正は、平成 24 年 6 月 14 日から施行し、同日以降に起工決裁された建設工事の工事検査から適用する。

ただし、「工事成績評定の考査項目別運用表」の改正規定は、平成 24 年 2 月 1 日に起工決裁された建設工事で施行日以降に行う工事検査から適用する。

附 則（平成 25 年 5 月 23 日第 201300033001 号）

この改正は、平成 25 年 5 月 23 日から施行し、同年 7 月 1 日以降に行う工事検査から適用する。

附 則（平成 26 年 6 月 3 日第 201400040343 号）

この改正は、平成 26 年 6 月 3 日から施行し、同月 16 日以降に行う工事検査から適用する。

附 則（平成２７年６月１８日第２０１５０００４９４４４号）

この改正は、平成２７年６月１８日から施行し、同年７月１日以降に行う工事検査から適用する。

附 則（平成２８年６月２４日第２０１６０００４９０８２号）

この改正は、平成２８年６月２４日から施行し、同年７月１日以降に行う工事検査から適用する。

附 則（平成２９年１２月１日第２０１７００２１５７３５号）

この改正は、平成２９年１２月１日から施行し、平成３０年１月１日以降に行う工事検査から適用する。

附 則（平成３０年１２月３日第２０１８００２３５５４３号）

この改正は、平成３０年１２月３日から施行し、平成３１年１月１日以降に行う工事検査から適用する。